

「整理解雇の4要件」を充たさなければ不当解雇です。

(最高裁判決)

1. どうしても整理解雇をしなければならないほどの経営状態にあるか。
2. 解雇を回避するためにあらゆる努力が尽くされたか。
3. 解雇の人選基準が客観的・合理的であり、その適用も合理的か。
4. 労働者及び労働組合と事前に協議を尽くすなど、解雇に至る手続きに合理性・相当性があるか。

首切り(退職勧奨)を退ける合い言葉9章

第1章 「辞めません」

首切り勧奨におよぶ一切の言動に関しては「辞めません」とはねつけましょう。

第2章 やっぱり「辞めません」

辞められない理由を言うとは逆につけ込まれます。何度言われても「辞めません」が最適です。

第3章 退職強要にはきっぱり抗議を

「辞めません」と言っているのに二度三度と呼び出されたら「退職強要です」と抗議しましょう。

第4章 人権侵害には嚴重抗議を

別室に閉じ込められたり、仕事をとり上げられたりすることは人権侵害ですから、嚴重に抗議し、その事実と相手の言動を必ずメモしておきましょう。

第5章 出向・配転・移籍を言われても健康、家庭の事情など堂々と述べ拒否を。

第6章 会社より自分が大変

会社が大変だ、協力してくれと言うのなら「私の生活が大変です。会社再建のためにも私に頑張らせて下さい」と言きましょう。

第7章 家族は首切りに反対です。

短気は損気、頭にきたら負けです。家族や子供のことを思い浮かべて踏みとどまりましょう。家族は首切りに反対しています。

第8章 「とにかく辞めません」と言い、最後は黙ってでも頑張ります。

第9章 全労連・全国一般・都銀関連労働組合に相談しましょう。

一人で悩まずに、仲間と一緒にすぐ労働組合に相談を。